

軸流送風機 製品評価データシート 1【品質性能概要】 <評価基準>

項 目		単位等	評 価 基 準	事由
0.基本事項				
	形式名		申請機種一覧表と適合している	評
1.適用範囲				
	種類		申請機種一覧表と適合している	仕
	接続ダクト径	mm、mm φ	800mm φ 以下	評
	温度範囲	℃	-15℃ ～ +40℃	JIS
	形式条件		ベルト駆動形又は電動機直動形	仕
2.性 能				
2.1 試験成績表	JIS B 8330 (送風機の試験及び検査方法) による試験成績書を提出		提出されており、適合している	JIS
	JIS B 8346 (送風機及び圧縮機騒音レベル測定法) による試験成績書を提出		提出されており、適合している	JIS
3.構造				
3.1 構造図、外形図等				
	外形図		提出 【参考】JIS B 8331 (多翼送風機) の表10	JIS
	構造図		提出 【参考】JIS B 8331 (多翼送風機) の図6	JIS
3.2 ケーシング				
	羽根外径	mm		
	板厚	mm	JIS B 8331 (多翼送風機) の表3による	JIS
	塗装または防錆処理		塗装または防錆処理の有無	仕
	防錆処理の種類		製造者標準	仕
3.3 羽根車				
	釣り合いの良さの等級 (JIS)	mm	JIS B 0905 (回転機械－鋼製ローターの釣り合い良さ) の参考付表1 G6.3以内	JIS
	塗装または防錆処理		塗装または防錆処理の有無	仕
	防錆処理の種類		製造者標準	仕
3.4 主軸				
	太さの安全率		危険速度が使用最大回転数の約1.3倍以上	JIS
	危険速度	rpm	製造者標準	評
	使用最大回転数	rpm	製造者標準	評
3.5 軸受				
	軸受種類		原則として転がり軸受	JIS
	軸受け潤滑油補充できる構造の有無		補充できる構造を有している	仕
	軸受け潤滑油種類		グリース (JIS K 2220) または同等品	JIS
	軸受け密封方式		シール軸受けまたはシールド軸受け	仕
3.6 Vベルト車	(Vベルト駆動の場合)			
	Vベルト車溝部形状の規格		JIS B 1854 (一般用Vスリーブ) 又は JIS B 1855 (細幅Vスリーブ) による	JIS
3.7 Vベルトガード	(Vベルト駆動の場合)			
	Vベルトガードの取付の有無		取付	仕
3.8 共通ベッド				
	軸受・共通ベッドの材料種別		形鋼又は鋼板	JIS
	軸受・共通ベッドの接合加工種別		溶接加工	JIS
4.材料				
4.1 ケーシング			JISG3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) の SPCC, SPCD、JISG3101 (一般構造用圧延鋼板) の SS330、JISG3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)、JISG3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) の SPHC	JIS
4.2 吸込コーン			JISG3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) の SPCC, SPCD、JISG3101 (一般構造用圧延鋼板) の SS330、JISG3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)、JISG3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) の SPHC	JIS

項 目		単位等	評 価 基 準	事由
4.3 羽根車主 板側板 及び羽根			JISG3141(冷間圧延鋼板及び鋼帯)のSPCC、 JISG3101(一般構造用圧延鋼板)のSS400、 JISG3131のSPHC、JISG3302(溶融亜鉛めっき鋼 板及び鋼帯)、JISH4000(アルミニウム及びアルミ ニウム合金の板及び条) JISH5202(アルミニウム合金鋳物)	JIS
4.4 羽根車 ハブ			JISG5501(ねずみ鋳鉄品)のFC200、JISG3101 (一般構造用圧延鋼板)のSS330、JISH4040(アル ミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線)、 JISH4140(アルミニウム及びアルミニウム合金鍛 造品) JISH5202(アルミニウム合金鋳物)	JIS
4.5 羽根車ス テー・ボルト 及びナット			JISG3101(一般構造用圧延鋼板)のSS400、 JISG4051(機械構造用炭素鋼鋼板)のS30C、 JISG3452(配管用炭素鋼鋼管)	JIS
4.6 ベッド			JISG3101(一般構造用圧延鋼板)のSS330、 JISG3350(一般構造用軽量形鋼)のSSC400、 JISG3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)	JIS
4.7 主軸			JISG4051(機械構造用炭素鋼鋼板)のS30C以上 のもの	仕
4.8 キー			JISG4051(一般構造用圧延鋼板)のS45C	JIS
4.9 軸受箱			JISG5501(ねずみ鋳鉄品)のFC200	JIS
4.10 Vプーリ	(Vベルト駆動の場合)		JISG5501(ねずみ鋳鉄品)のFC200	JIS
4.11 材料証明 (ミルシート)				
	本体		提出、規格に適合	評
	羽根車		提出、規格に適合	評
	主軸(電動機直動形は除く)		提出、規格に適合	評
5. 電動機			標準仕様書「誘導電動機の規格及び保護方式」 「誘導電動機の始動方式」による ただし、電動機直動形は製造者標準仕様	仕
5.1 電動機の規				
	名 称		単相誘導電動機、三相誘導電動機	仕
	規格番号		JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210(一般 用低圧三相かご形誘導電動機)(0.75kW未満に限 る)、JISC4212(高効率低三相かご形誘導電動機) (0.75kW未満に限る)、JISC4213(低圧三相かご形誘 導電動機—低圧トップランナーモータ) 製造者の標準仕様(小形の軸流送風機で電動機直動 形に限る。)	仕
	絶縁種別		製造者標準(E種、F種 等)	評
5.2 保護方式				
	屋 外		JIS C 4034-5(全閉防まつ形)IP44	仕
	屋 内(多湿箇所)		JIS C 4034-5(全閉防まつ形)IP44	仕
	屋 内(その他)		JIS C 4034-5(防滴保護形)IP22	仕
5.3 電動機の仕				
	出力範囲	kW	製造者標準	評
	相・極数	Φ・P		JIS
	始動方式		11kW未満:直入、11kW以上:スターデルタ等	仕
6. インバータ用制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)			特記対応	仕
インバータ用制御装置の適用の場合				仕
1)インバータ用制御装置を設ける場合 は、次の保護機能を設ける。			電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とする。	仕
①過電流、欠相、過電圧等が発生した場 合の電動機停止する保護機能			具備	仕
②短絡により作動する保護制御機能			具備	仕
③ストール防止機能			具備	仕
④継電器等のコイル部のサージ対策			サージキラー等を具備	仕
⑤制御方式			正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式	仕
⑥瞬時の電圧低下対策			自動回復運転機能を具備	仕
⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整			製造者にて適切に調整したもの	仕

項 目		単位等	評 価 基 準	事由
	2)高調波対策(特記による)		高調波対策の特記が無い場合は、次のいずれかによる。	仕
	①高調波対策		・高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 $K_i=1.8$ 以下(交流側リアクトルで $K_i=1.8$ となる対策を除く)となる対策(特記がない場合)	仕
			・JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2 部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)」が適用された機器(特記がない場合)	仕
			・基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上のインバータ制御装置(特記がない場合)	仕
			・基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置(特記がない場合)	仕
	②高周波ノイズ対策用		入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。	仕
7. 塗装				
7.1 外面	外面塗装種別		製造者標準	評
	外面塗装下塗り回数		製造者標準	評
	外面塗装仕上げ回数		製造者標準	評
7.2 内面	内面塗装種別		製造者標準	評
	内面塗装下塗り回数		製造者標準	評
	内面塗装仕上げ回数		製造者標準	評
8. 附属品				
	相フランジ		設置(フランジ方式の場合)	仕
	電源用端子台		設置	仕
	銘板		設置	仕
9. 銘板				
	銘板に表示する内容			承
	1.製造者名		社名	承
	2.形式		製造者標準	承
	3.呼び番号	No, mm	製造者値	承
	4.製造年月		製造年月又は製造年	承
	5.製造番号		製造者標準	承
	6.風量	m^3/h	製造者値	承
	7.静圧	Pa	製造者値	承
	8.回転数	$\text{min}^{-1}(\text{rpm})$	製造者値	承
	9.電源	$\phi, \text{V}, \text{Hz}$	製造者値	承
	10.電動機出力	kW	製造者値	承
10. 提出書類の確認(納入時)				
	承諾図		提出できること	承
	完成図		提出できること	承
	取扱説明書		提出できること	承
	試験成績書		提出できること	承
	基礎ボルト耐震計算書		提出	承設
備 考				

評価基準の事由

仕 : 標準仕様書又は改修標準仕様書の規定による
 設 : 設計基準の掲載事項による
 承 : 機材承諾図様式集の掲載事項による
 評 : 評価事業による確認事項
 JIS : 日本産業規格の規定による